

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2017年10月15日発行
第121号

発行所・編集/NPO法人埼玉管ネット（埼玉県マンション管理組合ネットワーク） 編集人/栗原照明

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク（会員）・理事団体



新会員 マンション 紹介

サーパス北浦和

さいたま市浦和区
鉄筋コンクリート造
6階建
1棟 戸数26戸
竣工年月 1990年12月



秋号

Autumn

- 屋上防水工事の事例紹介 … p.2
- 新入個人会員の紹介 … p.4
- 連載 私の町はどんな町
—蕨市・戸田市— … p.5
- 管理規約に民泊禁止！ … p.6
- 全管連総会概要 … p.8

屋上防水工事の事例紹介

塙管ネット建物診断設計部会 一級建築士 長谷山 厚

今回ご紹介いたします案件は、会員マンションであるAマンションにおいて、最上階の6階で漏水事故が発生し、その対応についてご相談に見えられたのが始まりです。

Aマンションは竣工が平成7年3月、鉄筋コンクリート造6階建て、総戸数41戸、今年で築22年のマンションです。平成18年に第1回目の大規模修繕を行い、数年後の東京オリンピックの後に第2回目の大規模修繕を計画しているとのことです。今回の漏水事故はその少し前での発生ということになります。当然のことながら建物にとって防水機能は日々の生活においても建物の耐久性にとっても極めて重要であることは言うまでもありません。今回はその漏水状況と発生経緯、その後の対応・対策についての一事例として紹介させていただきます。

一 漏水の発生状況と経緯

Aマンションの管理組合理事長ほか役員の方達と実際に被害にあわれた最上階6階住戸の居住者の方が塙管ネットにご相談にいられたのは平成28年11月で、お話しによりまずと漏水事故の発生は7月中旬の梅雨時で、降雨があると西南角部屋の天井ボードクロス貼りの隙間から雨漏りがするようになったとのこと。少しづつ浸み出してくる状況で、その後管理組合理事者と管理会社で対策を検討し、天井裏や屋上の目視調査だけでなく、コンクリートスラブのひび割れ箇所からの炭酸ガス注入による検査を実施し、結果屋上パラペット立上り付近で数ヶ所ガスを検知、その後防水の部分補修工事を行いました。しかし、1ヶ月経って

8月中旬にまた降雨の後漏水が発生。9月に再度炭酸ガス注入による検査を実施し、初回同様に付近7ヶ所

よりガスを検知。防水補修工事を実施したものの10月上旬には降雨の後また漏水が発生。以後も雨が降ると必ず水が滲みだしてきて天井のひび割れ部分は常に濡れている状態とのこと。そのため理事会で対応を協議した結果、塙管ネットの専門家にコンサルを依頼するに至りました。

二 現地確認調査と現況についての所見

状況と経緯はヒアリングで確認してあるものの、実際にマンションを訪問し現地状況を確認しないと先に進めません。まず、最初に竣工図書と修繕履歴の確認です。そのあと、最上階の住戸にお邪魔し漏水箇所の状況を拝見しました。また建物のバルコニー側が道路斜線制限でセットバックしており念のため、セットバック部分や外壁面の状況も確認しました。最後にハッチから屋上に上がり一連の今回の補修跡の状況や屋上屋根全体の状況を確認しました。室内側から確認すると天

井裏はスチレンボードの断熱材がありコンクリート床スラブ面にはひび割れが見られそこから雨水が滲みだしてきているのが確認されました(写真①、②参照)。尚、このコンクリートスラブのひび割れですが、梁と梁が交差する隅部に対し斜めの位置にあり、内断熱工法(断熱材がコンクリートの外側ではなく内側にある工法)の場合、熱による影響でコンクリートが伸縮し起こると思われる、通常よ



写真② 室内漏水箇所



写真① 漏水箇所室内天井屋上部分補修跡

世紀を超えて 快適サポート



北海道支店・東北支店・横浜支店
中部支店・関西支店・福岡営業所

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断

～ Totalでご提案します ～

大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

KNS 建装工業株式会社

首都圏 マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL : <http://WWW.KENSO.CO.JP/>



写真③ 屋上部分補修跡

く見られる現象です。今回の漏水事故に限っては壁面やセツトバック部分からは考えにくく、目視より明らかのように室内への浸み出し箇所は天井コンクリートスラブ面のひび割れ部分であることが確認されます。管理組合において炭酸ガス注入による検査をし、雨水の侵入箇所を特定し補修した手順や方法は適切と考えられます。

屋上屋根全体を目視調査

した結果、他にも入隅部で同様の防水層の破断が見られ、また立上りアスファルト露出防水層の膨れが顕著で随所でたわんでいる状態です。排水のドレン廻りも漏水位置の近くはシールで補修してありますが他にも土埃・砂塵の堆積や劣化が進行しています。平場はアスファルト防水の上を押えコンクリート打ちにしてあるためその下の防水層は見る事ができませんが、表層劣化や塵埃汚れは経年相応に確認できます。

通常のアスファルト防水(押えコンクリート打・歩行用)の場合、耐用年数は15〜20年といわれ、屋上防水の場合、足場なしでも工事が出来ることから第一回目の大規模修繕では特に不具合がない限り除外する事が多く、Aマンションにおいてもヒアリング・目視・修繕記録によると新築時のままで、今年築22年ということを鑑みると現在漏水事故が起きてなくても近々他の住戸でも同様のこ

とが懸念され、全体的な防水改修工事の実施時期にきているといえます。

三 屋上防水工事の実施に向けて

その後理事会において検討を重ね、数年後予定の第二回大規模修繕を待たずに二回大規模修繕を含めて単独で防水工事を実施することに決定。現在漏水していることもあり、梅雨入り前に工事を終わらせる必要があるため工期を29年の4〜5月に予定し準備に取りかかりました。調査報告書と仕様書案をもとに、屋上屋根はポレオレフィン系シート防水かウレタン樹脂塗膜防水(通気緩衝工法)で比較検討した結果、屋上・ルーフバルコニーはウレタン樹脂塗膜防水、電気室等は現況に合わせ改質アスファルトシート防水(被せ工法)に決定しました。その後同一仕様、同一数量で6社に見積り依頼、理事会において一斉開封し協議のすえ、内定業者と工事金額を決定



写真④ 工事竣工検査

し、2月末には臨時総会を開催し承認を得ました。他の事案もあり臨時総会日程が決まっていたのと梅雨入り前の工事という条件のため、あわただしく忙しいスケジュールになってしまいました。工事は、コンサルタントの監理のもと、工期内に特に問題もなく終了しましたが、堅樋の本数が少なめで管径も小さく、最大降雨量毎時50ミリの規定ぎりぎりの為、昨今のゲリラ豪雨に対応しきれぬか新たな課題も見つかりました。

以上

大規模修繕工事専門会社
実績に基づく豊富なノウハウ
充実のアフターケア

創業160年
伝統が伝える改修工事

 ヤマギシリフォーム工業株式会社

第2事業部(北関東支店)

〒337-0051
埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 FAX 048-687-1721



23万戸超の改修工事実績と
経験はお客様からの信頼の証です!

<http://www.ymgs.co.jp>

【新入会員の紹介】

個人会員 横田邦彦

初めまして横田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。



マンションの管理運営に興味を持ったのはマンション購入後、管理会社の対応について、疑問が生まれたからです。20数年前のことですからマンション管理適正化法の法的規制はなく管理等は、売主や管理会社のやり放題でした。私のマンションの場合、売主は関西の企業であったためか管理会社は大阪の会社でした。理事会は担当者が大阪から出張していました。管理会社は交通費等を見込んで、委託費を高くしていたようです。関東に支店がないため、当然通常の管理は、他社に丸投げしていました。管理費等の振込先は、管理会社の社長名義になって

いました。しかし当時は違法ではありませんでした。組合員はこのことについて何の疑問も起こさず、むしろ管理会社を「大家さん」と思っていたようです。なにしろ組合員という言葉も知らない状態でした。私もそうでした。その後おかしいと思い始め、理事になった時、「管理費等は管理組合の財産だから、管理組合名義に変更するよう担当者」に言ったところ、そうすると会社の仕組みでマンション共用部分の電気代を支払うことができないと、訳の解らない理屈を言ったこと今でも鮮明に覚えています。マンション管理適正化法の施行で以前より管理会社の管理は、改善されました。

しかし現状でも組合員の管理知識がないことをいことに管理会社がいろいろに振舞っている事例がたくさん見受けられます。管理会社任せは禁物です。管理会社の動きに対しては、常に牽制して対応願ひます。

【入会に至った動機】

個人会員 土屋公司

昨今の分譲マンションを取り巻く現実是非常に厳しい環境となっております。



屋上共用部分に設置された携帯電話会社のアンテナや、管理組合部外者への敷地内駐車場の賃貸料金を課税当局が事業収益と看做し税金を徴収して来るケースがありました。

また、「民泊」問題も法制度化され、国の政策は、税金を上げる事にだけ一生懸命で、居住している住民の「安全、安心、安寧な住まいの確保」と言う基本的な理念は二の次になっていきます。

国家は国民の生活があつて初めて成り立つのである、国民の生活を先ず優先し考えるべきでしょう。先日、分譲マンションに住む友人が「今度、理事長

に就任したが、部屋を賃借している入居者が他の居住者とトラブルを頻繁に起こし迷惑している、何とか穏便に部屋から追い出せないか」と言う相談を受けました。調べるとその方は精神的疾患があり通院していたことが判明し、管理士として何処まで踏み込めるか対応に苦慮していました。そんな中、埒管ネットにも協力を得て法的及び人道的な見地より解決策を見出し無事退去に成功しました。

分譲マンションの経年劣化、老朽化の今後の対策、相続問題等、様々な問題について、管理組合の合意形成を図りながら、組合運営のお役に立っているとの事を知り共鳴し入会しました。

今後、マンション居住者の安心した住まいを構築し、生活を守るために、課税問題、民泊問題等にも取り組み規約改正作りにもお手伝いが出来たらと思ひます。皆様のお役に立てる様努力して参る所存です。何卒宜しくお願い致します。

分譲マンションの経年劣化、老朽化の今後の対策、相続問題等、様々な問題について、管理組合の合意形成を図りながら、組合運営のお役に立っているとの事を知り共鳴し入会しました。

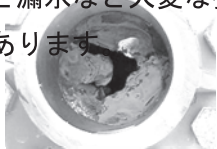
ダイショウテックの設備リニューアル

により建物も暮らしも生き生きと!

あなたのマンションは

大丈夫?

築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります



築 33 年経過した給水管の内部

マンション給排水設備リニューアル専門会社

株式会社 大勝テック

〒123-0841 足立区西新井 2-1-18

☎03-3856-2870

連載 私の町はどんな町

— 蕨市・戸田市 —

今シリーズは皆さんの住む町の歴史を取り上げる新シリーズです。中山道を北へたどりませう。

蕨市は面積が日本一小さい市で、川口市と共に川口低地と呼ばれる沖積低湿地帯のため植物のわらびは生えない。蕨という地名の由来は一説に、六歌仙の一人、在原業平が武蔵野を旅していた時泊めてもらった家で、囲炉裏にわらをくべていた。訳を聞く

と、この辺りには樹木が無いので薪がなく、わらで暖をとっているとのこと、これを聞いた業平が、この名もない里に「藁火の里」と名づけた。とあります。

江戸時代の「蕨宿」は、埼玉県下中山道九宿のうち最も栄えていました。「戸田の渡し」を控え度々の荒川川止めのため旅籠が多く、飯盛女も沢山いて繁盛していました。宿中央にある宿本陣跡が資料館になっていて蕨を知る多くの資料が展示されています。見どころの一つに市役所の裏に「甘露山長泉寺」がありま

す。寺域の大半が駐車場や住宅になったので鐘楼の行き場がなくなり、新築した伽藍の屋上に梵鐘が据えられています。屋上の梵鐘の光景は珍しい。

近くの公園に「蕨城跡」の大石碑が立っています。「風土記には、蕨城は四方二町ばかりなる平地。」とあるから、弓矢の戦いに耐え得る程度のものであったろうと思われる。南北朝時代に築城して約七十年間で落城し消え去っています。

北町三丁目に女工哀史の悲惨な歴史の跡が残っています。蕨地方は明治期に機織りの町として栄えて、徳丸家の裏に塀に囲まれた数棟の工場の跡が残っています。その周囲は二米程の堀で囲まれ（今は石の蓋がしてある）出入口の一部に一枚板の橋が架けられています。板の外側に鎖

が付けられ夜間は板を跳ね上げて女工達の逃亡を防ぐ為の仕掛けのある「はね橋」が今も残っています。極めて過酷な雇用状態が横行していたのであろうと思われませう。

蕨市役所から中山道を挟み一キロ弱の距離に戸田市役所があり、両市の合併話があるがなかなか前に進みませう。

戸田市は昔から財政が豊かで、税金や公共料金が周辺都市に比べ安いのです。中山道時代でも、「戸田渡船場」は蕨宿と共に下戸田村が管轄していて、(明治八年戸田橋完成まで)その日の水量によって勝手に二倍・四倍と値上げをして暴利を貪っていたとのこと、但しお武家さんは無料だったというから、今の議員さんがJR乗り放題無料という風習が昔からあったと思うと恨めしい。現在は戸田ポーターの収益が市の財政を潤しているようです。

戸田市西部の笹目地区は、荒川の度重なる氾濫で肥えた土砂が流れ込み土壌が良くて米の生産率が高く、往時武蔵

国中でも最高に評価されてきました。

笹目郷(佐々目郷)(現在の笹目・美女木・さいたま市内谷・曲本・松本)は、鎌倉時代に、鎌倉鶴岡八幡宮へ寄進され江戸時代初期まで鶴岡八幡宮の神領地でした。年貢米が多いので笹目郷は鶴岡八幡宮の財政の七〇%を賄っていたとのこと。美女木にある「美女木八幡神社」は鶴岡八幡宮の分社として栄えた古刹で、頼朝が奥州討伐の時必勝祈願に立ち寄っています。

戸田市西部地区と鎌倉との密接な関係から、埼玉県内を通る鎌倉街道(上つ道・中つ道・下つ道)とは別に、荒川沿いに美女木八幡社の前を通り笹目橋下流の「早瀬の

渡し」に至る「鎌倉古道」と云われる街道があり、往時を偲ばせる足跡が残っています。

蕨市・戸田市は、埼玉県と云うより東京都のベッドタウンとして益々発展していくものと期待しています。(故・小島次郎)



美女木八幡神社

管理規約に民泊禁止!

埼玉ネット 土屋公司

住宅の空き部屋やマンションの一室を利用して旅行者を宿泊させる民泊制度が本年六月九日参議院本会議で成立しました。

今までは「旅館業法」により観光客を泊めるには、法律で決められた許可を取る必要がありましたが、二〇一六年、国家戦略特区により、政府は外国人観光客の宿泊施設不足に対応するために、空室・空き家問題の解決策として旅館業に関する営業が適用除外され、東京圏においては、東京都、神奈川県全域。千葉市、成田市が民泊特区に指定されました。当該エリアの自治体が条例を制定する事により、民泊が可能となり、個人の所有する部屋を賃貸する場合、一定要件を満たせば、観光客に部屋を提供することが出来るようになります。

しかし、この特区制度も

規制が多い為に、大田区のみに留まり、なかなか広まりませんでした。

そこで、政府は「住宅宿泊事業法」で解決しようとして法制定をしました。これにより、来年二〇一八年六月から、全国各地で民泊は可能となりました。

その概要は、「民泊サービス」の適正化を図りながら観光旅客の来訪・滞在促進を目指します」との概要

で、訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めました。

そのルールとは、
一、当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他当該家屋を生活の本拠として、使用するために必要なものとして、政令で定める設備が設けられていること。

二、現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間満了後、新たな入居者の募集が行われている家屋であって、人の住居に供されていると認められているとし、政令で定めるものに該当することとあります。

この政令とは

- 一、非常用照明器具の設置
- 二、避難経路の表示
- 三、使用方法に関する外国語を用いた表示
- 四、交通手段に関する外国語を用いた情報提供
- 五、宿泊者名簿の提出
- 六、年間営業日数は一八〇日
- 七、提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。(登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録)
- 八、当該施設管理者は、騒

音防止、ゴミ出し方法等、地域の環境への悪影響の防止とあります。



この様に既存の区分所有型のマンションにおいて、政令で定めた事項を守り営業をして行く事項は、ハードルが低くなりました。

従来の規約で「専ら住宅に使用する」では、曖昧な表現であるので、民泊「可」又は「禁止」を加える事により管理組合の民泊に対しての方向を定める事が決められます。従来の規約の儘では「民泊・可」と看做されてしまいます。

民泊「禁止」とする場合、従来の占有部分の用途に「区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第三条第一項の届け出を行って営む同法第二条第二項の

今日を支える、明日を変える。



www.t-matex.co.jp

タキロンマテックス株式会社 東京支店

〒108-6030 東京都港区港南2-15-1 (品川インターシティ A棟)

TEL (03) 5781-8150 FAX (03) 5781-8130

住宅宿泊事業に使用してはならない。

と加筆することにより民泊は禁止に出来る事になります。現在、規約で「民泊禁止」の条項を加えていない管理組合があるなら、速やかに管理規約を、住宅宿泊事業法による「民泊禁止」条項を加え、規約を改正すべきでしょう。規約改正は総会の承認(特別決議)事項であり、区分所有者数及び議決権数の各4分の3以上の賛成が必要となります。

また仮に、総会決議が間に合わなかった場合、理事会にて意向を諮り、議事録に明記しておくことをお勧めします。

民泊禁止の規約制定前に組合員が所有する一室を宿泊者用に改装し、泊めることを認めてしまつてからでは、既得権を主張する組合員がいなくても限りません。こうなつてからでは、対応に苦慮する懸念が発生しかねません。早いうちに、善処されることをお勧め

めします。

また、民泊が行われた場合、当該民泊法は特別法であり、前記政令に違反する行為があつた場合、六か月以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金の規定も設けられています。

何時の世にも法律では「やつてはいけません。」と言つているのに、金儲けに繋がるなら法律無視の輩がいます。

違反事項が発覚したら、法律を以つて対応すべきで「法律により禁止されていること、罰則規定もあること」を告げ、辞めさせる様申し入れ、尚も、営業を継続していれば、管理組合として毅然とした態度で臨み、当該法律を適用し告発も考えるべきでしょう。防犯の観点から事件が起きてからでは取返しが付きません。住民が協力し、一致団結し法的拘束力を持つて排除する事が大切です。

ここでトラブルに発展した事例を紹介します。



Aさんは、ある日の夜、玄関ドアが「ピンポン」と鳴らされ、外に出てみると「部屋の電球が切れた。」と嘩然としていたので、予備の電球を譲つてあげた訳だが、それ以降、スーツケースを引いたグループや家族連れが連日のように訪れ、深夜迄、ドンちゃん騒ぎの時もあり、「民泊」であることに気が付き困惑し、理事長に相談に行き、規約に「民泊禁止」を盛り込んだそうです。

*参考法令

【住宅宿泊事業法】

第二条 都道府県知事(保

健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)であつて、その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。第七項並びに同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。)に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定に関わらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

第二条第三項 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が年間で百八十日を超えないものをいう。

タイル壁に「安心」を塗ろう。

<http://www.dyflex.co.jp>

剥落防止

色調保持型タイル剥落防止工法

防水 透明

エバーガード

窓ガラスに「快適」を塗ろう。

防虫

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コーティング材

省エネ 透明

UI-シールド

株式会社ダイフレックス
さいたま営業所

TEL:048-646-4870
FAX:048-646-4871
e-mail:saitama@dyflex.co.jp

全管連総会概要

平成29年度通常総会が9/25(月)名古屋市の市民会館にて盛大に開催された。

埼玉ネット 栗原昭明

開催に先立ち、全管連の川上湛水会長の挨拶から始まり、「熊本地震から一年半が経過。未だ、復旧したマンションは3割程度という厳しい状況報告があった。また、6月には住宅宿泊事業法(民泊新法)が成立。来年6/15を目処に施行の運びとなる旨、報告があり、全管連としては、マンションの住環境が混乱するのをどうしても避けたいとの願いから、国交省等に厳しい政策提言、意見表明をしている。」と力強い宣誓があり議案書に則り、議事が開始された。尚、議事録署名人団体として、能管連と広島管連が指名された。議案内容は以下の通り。

第1号議案

平成28年度活動報告

1 M再生法の制定運動の継続

2 ブロック会議の継続
被災M情報センターの設立

4 賛助会員制度の創設

5 正会員、準会員問題の検討と会員拡大

【賛成多数により承認可決】
第2号議案

平成28年度決算報告
【賛成多数により承認可決】
第3号議案

平成29年度活動方針案
前期に引き続き、継続推進(1~5の他) 法務・政策委員会、行政的課題専門委員会の取組み、他、不適切コンサルtant問題、民泊問題への取組み等を報告。

【賛成多数により承認可決】
第4号議案

平成29年一般会計予算案
別添議案書の通り、予算案が読上げられ報告された。

【賛成多数により承認可決】

その他、熊本地震義捐金収支報告詳細並びに会員団体からの活動報告が別紙資料により報告された。尚、

来年の開催地は、平成30年9月25日首都圏開催が報告され、全議案無事、滞りなく終了した。

今回の総会では、やはり民泊問題がクローズアップされ、本年6月に住宅宿泊事業法(民泊新法)が成立したことを受け、一年以内の施行となったことから、事業者登録が9ヶ月以内。遅くとも、2018年6月には法が施行される。3月には事業者登録が始まり、都道府県に届け出れば、180泊を上限に営めるようになる。尚、事業者には宿泊者名簿の作成や衛生管理などが義務付けられる。

法施行に伴い、実際には民泊を禁止したくても、施行日迄に管理規約の改正が間に合わないケースも想定。速やかに、全管連では、民泊可否について、理事会(過半数)決議で方向付けだけでも行うよう、各管理組合に呼掛けを行って欲しい旨、指示があった。

以上

事務局インフォメーション

- 今年も、春先から夏場に掛け会員管理組合様、個人会員様、賛助会員様に、会費の請求書を送付させて頂きました。既に、振込み頂きました会員様には、この場をお借りして御礼申し上げます。手続き確認が出来ない会員様には、改めて請求書を郵送させて頂きますので、お手続きをお願い致します。尚、会員管理組合様宛にお送りしました書類が、宛先不明で事務局へ返送されてくるケースが散見されます。管理組合様の集合ポストが設置されていない場合は、理事長様の集合郵便ポストに「管理組合」の表示をするなどの対応をお願い致します。
- マンション管理に関する相談申込みは随時受付けております。相談希望日の2週間程前迄に届く様、TEL・FAX・郵送にて事務局(表紙連絡先)までお申込み下さい。相談希望日時は、応対者の都合も御座いますので、第一希望、第二希望の日時をご記入下さい。また、新たな会員(団体会員、個人会員、賛助会員)を募集しております。遠慮なく事務局までお問い合わせ下さい。
- 埼玉ネット機関誌「マンションライフ」のメルマガ版を来年より配信予定です。情報のネット配信化に伴いスマホからも利用し易くします。皆さまのお役に立てるマンションライフ情報をご提供して行きたいと思っております。是非、皆さまのお手元に届くマンションライフメルマガ版に、ご登録をお願い致します。登録には、氏名、配信希望のメールアドレスをご記入の上、以下まで、お申込みください。
NPO 埼玉ネット「インターネットメルマガ担当」info@saikan-net.com

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLife バックナンバー ユーザー名 saikan-user パスワード 1710